

委員会規程

(目的)

第1条 日本交通心理学会（以下、本学会という）に、本学会の研究活動を推進するために、若干数の委員会を置く。

(組織)

第2条 委員会の設置と改廃は、常任運営委員会および運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 委員は、本学会の会員とする。
- 3 委員は、他の委員会の委員を兼ねることができる。
- 4 委員長は、常任運営委員会で選出し、学会長が任命する。
- 5 委員長の任期は、3年とする。再任を妨げない。
- 6 委員長は、委員を本学会員の中から指名し、常任運営委員会に報告する。
- 7 学会長は、委員長が委員長たるに適しないとみとめるときは、委員長を解任することができる。常任運営委員会はすみやかに後任の委員長を選出する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(活動)

第3条 委員会は関連分野について下記のことを行う。

- ① 情報の収集
- ② 本学会員や社会への情報発信
- ③ その他、委員会が必要と認めた事業

(予算)

第4条 本学会は、委員会にあらかじめ定めた予算を配分する。

- 2 委員長は、年間の活動報告と決算を、常任運営委員会へ年度末に提出する。

(各委員会の規程)

第5条 各委員会の規定は、各委員会が別に定め、常任運営委員会に報告する。

(規程の変更)

第6条 本規程の改廃は運営委員会の議決を経るものとする。

附則 平成29年4月22日制定

(施行期日) この規程は、平成29年4月22日から適用する。